

全美連 休業補償共済制度

もしも、病気やケガで美容の仕事ができなくなったら…
最長1年間あなたの就業不能中の所得を補償します。

持病があっても加入できる場合があります！

加入しやすくなりました！



掛金は、全年齢一律 6,000 円(年払・1口あたり)

(1か月あたり500円)

●病気やケガで全く仕事ができない期間を補償

入院中にかぎらず、医師の指示による
通院・自宅療養期間も対象です。

●補償額は口数で増やせます (所得の範囲内)

※詳しくは各都道府県美容組合へお問合せください。

[引受保険会社] 損害保険ジャパン株式会社

医療・福祉開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1 Tel 03 (3349) 5137

受付時間: 平日 9:00~17:00(土日、祝日、12/31~1/3を除く)

1口あたりの補償額(月額)

年齢区分	補償額(月額)
15~19歳	93,000円
20~24歳	63,000円
25~29歳	57,000円
30~34歳	46,000円
35~39歳	37,000円
40~44歳	30,000円
45~49歳	25,000円
50~54歳	22,000円
55~59歳	21,000円
60~64歳	20,000円
65~69歳	17,000円
70~74歳※	13,000円
75~79歳※	10,000円

※継続加入のみ

(2024.10.1)

このチラシは「休業補償共済制度」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり(約款)」「重要事項等説明書」などをご覧ください。なお、ご不明な点は、各都道府県美容組合または損害保険ジャパンまでお問い合わせください。

全日本美容業生活衛生同業組合連合会 2024.05.01